



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年10月27日金曜日 第291号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則..... (経営支援課) ... 807

## 告 示

第二種特定鳥獣に係る捕獲等を行うことができる区域の指定..... (自然保護課) ... 809

鳥獣保護区の存続期間の更新..... ( " ) ... 810

休猟区の指定..... ( " ) ... 812

特定猟具使用禁止区域の指定..... ( " ) ... 814

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 815

指定介護機関の変更..... ( " ) ... 815

指定医療機関の廃止の届出..... ( " ) ... 815

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... ( " ) ... 816

指定介護機関（介護予防事業者）の変更..... ( " ) ... 816

指定自立支援医療機関の指定..... (障がい福祉課) ... 816

農用地利用配分計画の認可申請..... (農政課農地・担い手対策室) ... 816

急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 817

公共測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 817

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）..... (東予地方局環境保全課) ... 817

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... ( " ) ... 823

土地改良事業の施行の認可..... (東予地方局農村整備課) ... 825

道路の区域変更（県道内子双海線）..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 825

## 公 告

技能検定の実施（随時）..... (労務雇用課) ... 826

## 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 826

## 公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ... 827

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第38号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年10月27日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第2（第3条 - 第5条関係）						別表第2（第3条 - 第5条関係）					
高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間 据 置 期 間	高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間 据 置 期 間

1 経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）及び組合等（同条第5項に規定する組合等をいう。）	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。ア～ウ以内	年0.45パーセント。	ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。ア～ウ以内	省略
2 省略					
3 下請振興事業計画承認グループ事業を実施する特定下請組合等（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。）	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、100分の90）以内	年0.45パーセント。	ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。ア～ウ以内	省略
4 総合効率化計画認定グループ事業を実施する中小企業者（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第2条第16号に規定する中小企業者をいう。）	省略				
5～10 省略					

別表第4（第3条 - 第5条関係）

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
----------	-------	--------	--------	----	------	------

1 経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）及び組合等（同条第5項に規定する組合等をいう。）	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。ア～ウ以内	年0.50パーセント。	ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。ア～ウ以内	省略
2 省略					
3 下請振興事業計画承認グループ事業を実施する特定下請組合等（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。）	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、100分の90）以内	年0.50パーセント。	ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。ア～ウ以内	省略
4 総合効率化計画認定グループ事業を実施する中小企業者（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第2条第11号に規定する中小企業者をいう。）	省略				
5～10 省略					

別表第4（第3条 - 第5条関係）

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
----------	-------	--------	--------	----	------	------

1 地 域産 業創 造基 盤整 備活 性化 資金	特定会社、一 般社団法人等、 商工会等又は市 町（地域産業創 造基盤整備事業 を行ったものに 限る。）	地域産 業創造基 盤整備活 性化事業 の用に供 する土地、 建物、構 築物又は 設備	整備 資金の 100分の 80（災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 につい ては、 100分 の90） 以内	年0.45パ ーセント。 ただし、災 害復旧貸付 及び緊急健 康被害等防 止貸付につ いては、無 利子とす る。	省 略
2 省 略					

1 地 域産 業創 造基 盤整 備活 性化 資金	特定会社、一 般社団法人等、 商工会等又は市 町（地域産業創 造基盤整備事業 を行ったものに 限る。）	地域産 業創造基 盤整備活 性化事業 の用に供 する土地、 建物、構 築物又は 設備	整備 資金の 100分の 80（災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 につい ては、 100分 の90） 以内	年0.50パ ーセント。 ただし、災 害復旧貸付 及び緊急健 康被害等防 止貸付につ いては、無 利子とす る。	省 略
2 省 略					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1136号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定する。

平成29年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	存続期間	捕獲等を行うことができる第二種特定鳥獣の種類
四国中央市市内の豊受山休猟区の全域	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで	イノシシ、ニホンジカ
四国中央市市内の豊坂休猟区の全域	同 上	同 上
四国中央市市内の塩塚山休猟区の全域	同 上	同 上
四国中央市市内の天満山休猟区の全域	平成29年11月1日から平成31年10月31日まで	同 上
四国中央市市内の佐々連休猟区の全域	同 上	同 上
四国中央市市内の呉石休猟区の全域	同 上	同 上
四国中央市市内の天堤山休猟区の全域	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで	同 上
新居浜市市内の黒森休猟区の全域	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで	同 上
新居浜市市内の蔭地休猟区の全域	平成29年11月1日から平成31年10月31日まで	同 上
新居浜市市内の船木休猟区の全域	同 上	同 上
新居浜市市内の大野山休猟区の全域	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで	同 上

西条市市内の高森休猟区の全域	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで	同 上
西条市市内の岡村休猟区の全域	同 上	同 上
西条市市内の田湾休猟区の全域	同 上	同 上
西条市市内の蔭地休猟区の全域	平成29年11月1日から平成31年10月31日まで	同 上
西条市市内の河之内休猟区の全域	同 上	同 上
西条市市内の寺尾休猟区の全域	同 上	同 上
西条市市内の中奥休猟区の全域	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで	同 上
西条市市内の来見休猟区の全域	同 上	同 上
今治市市内の近見休猟区の全域	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで	同 上
今治市市内の大島北休猟区の全域	同 上	同 上
今治市市内の大三島南休猟区の全域	同 上	同 上
今治市市内の藤子休猟区の全域	平成29年11月1日から平成31年10月31日まで	同 上
今治市市内の伊方休猟区の全域	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで	同 上
越智郡上島町市内の佐島休猟区の全域	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで	同 上
越智郡上島町市内の高井神島休猟区の全域	同 上	同 上
越智郡上島町市内の岩城島休猟区の全域	平成29年11月1日から平成31年10月31日まで	同 上
松山市市内の高山休猟区の全域	同 上	同 上

松山市地内の青波川の郷休猟区の全域	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで	同 上
伊予市地内の串休猟区の全域	同 上	同 上
東温市地内の阿歌古休猟区の全域	同 上	同 上
伊予郡砥部町地内の大平休猟区の全域	平成29年11月1日から平成31年10月31日まで	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の船山休猟区の全域	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の馬酔谷休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の相の峰休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の父野川休猟区の全域	平成29年11月1日から平成31年10月31日まで	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の御三戸休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の市口休猟区の全域	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の有枝休猟区の全域	同 上	同 上
大洲市地内の大谷宇和川休猟区の全域	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで	同 上
大洲市地内の蔵川長谷休猟区の全域	同 上	同 上
大洲市地内の中居谷休猟区の全域	平成29年11月1日から平成31年10月31日まで	同 上
大洲市地内の恋木休猟区の全域	同 上	同 上
大洲市地内の高山寺休猟区の全域	同 上	同 上
大洲市地内の上須戒休猟区の全域	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで	同 上
喜多郡内子町地内の今岡休猟区の全域	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで	同 上
喜多郡内子町地内の立石休猟区の全域	同 上	同 上
喜多郡内子町地内の五十崎南休猟区の全域	平成29年11月1日から平成31年10月31日まで	同 上
喜多郡内子町地内の寺村休猟区の全域	同 上	同 上
喜多郡内子町地内の豊谷休猟区の全域	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで	同 上
八幡浜市地内の保内日土休猟区の全域	平成29年11月1日から平成31年10月31日まで	同 上
八幡浜市・西予市地内の中津川三瓶休猟区の全域	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで	同 上
西宇和郡伊方町地内の瀬戸休猟区の全域	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで	同 上
西予市地内の堂所山休猟区の全域	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで	同 上
西予市地内の田之浜休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の大野ヶ原休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の高野子休猟区の全域	同 上	同 上

西予市地内の譲葉休猟区の全域	平成29年11月1日から平成31年10月31日まで	同 上
西予市地内の鉢ヶ森休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の田穂・男河内休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の葉長休猟区の全域	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで	同 上
西予市地内の野村・坂石休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の高野子・川津休猟区の全域	同 上	同 上
宇和島市地内の下灘休猟区の全域	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで	同 上
宇和島市地内の御内休猟区の全域	平成29年11月1日から平成31年10月31日まで	同 上
宇和島市地内の法華津休猟区の全域	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで	同 上
宇和島市地内の三間休猟区の全域	同 上	同 上
宇和島市地内の畑地休猟区の全域	同 上	同 上
北宇和郡鬼北町地内の父野川休猟区の全域	平成29年11月1日から平成31年10月31日まで	同 上
南宇和郡愛南町地内の緑休猟区の全域	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで	同 上
南宇和郡愛南町地内の正木休猟区の全域	平成29年11月1日から平成31年10月31日まで	同 上
南宇和郡愛南町地内の中浦高畑休猟区の全域	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで	同 上

○愛媛県告示第1137号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成29年10月27日

愛媛県知事 中村時広

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
富士山鳥獣保護区	大洲市大洲の国道56号の脇川橋南端を起点とし、ここから同国道をほぼ北に進み、市道内山線との交点に至る。ここから同市道をほぼ東に進み、市道榎峠線との交点に至る。ここから同市道を南ないし北東に進み、榎峠を経て、更に同市道を南東ないし南に進み、国道197号に出る。ここから同国道を西に進み、宮が瀬川に出て、同川左岸を下流に進み、脇川との合流点に至る。ここから同川を渡り、同市菅田町大竹字川原乙886番1北端に至る。ここから同川左岸	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで	当該地域は、富士山を中心とし、山頂付近は公園としてツツジが植栽され、その周辺は針葉樹と広葉樹が混在する林相の変化に富む森林を有し、多様な鳥獣の生息地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的

	を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域		な生育に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。				
松山城鳥獣保護区	松山市丸之内及び堀之内の区域一円	同 上	当該地域は、松山城が位置する勝山を中心とし、その周辺の森林は針葉樹と広葉樹が混在する良好な鳥獣の生息環境であり、地元住民等にとっては身近な自然とのふれあいの場となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。	同 上	上浮穴郡久万高原町久万の国道33号と町道旭ヶ丘線との交点を起点とし、ここから同国道を南に進み、猪谷川に出て、同川左岸を上流に進み、野尻池の放水口に至る。ここから同池の西岸を北西に進み、用水路に出て、同用水路を北西に進み、峠の池の堤防南端に至り、ここから同池の南岸を西に進み、同池の西端に至り、ここから同池の北岸を東に進み、同池の堤防北端で歩道に出て、同歩道を北東に進み、峠を経て、更に同歩道を垂ヶ谷に沿って北東に進み、町道ひわ田線に出る。ここから同町道を東ないし北西に進み、同町道並びにこれに続く町道クリノキサコ団地線及び町道旭ヶ丘線を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	当該地域は、笛ヶ滝公園と点在する公有水面があり、多くの人工林では適切な管理がなされ、鳥獣の良好な生息環境となっており、地元住民にとっては身近な自然とのふれあいの場となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視により、環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。
小藪鳥獣保護区		同 上	当該地域は、小学校を中心に集落が形成され、多くの農耕地と針葉樹と広葉樹が混在する良好な鳥獣の生息環境であり、地元住民にとっては身近な自然とのふれあいの場となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視により、環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。	同 上	大洲市肱川町宇和川の国道197号と県道小田河辺大洲線との交点である鹿野川大橋西端を起点とし、ここから同国道を南に進み、市道滝山発電所線との交点に至る。ここから稜線 <sup>りょうせん</sup> を西に進み、市道奥滝山師走野線に出て、同市道をほぼ西に進み、市道滝山奥小藪線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、遊歩道との交点に至り、ここから同遊歩道をほぼ西に進み、市道北平師走野線に出て、同市道をほぼ南西に進み、市道北平野仁山線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南西に進み、農道との交点に至る。ここから同農道をほぼ北西に進み、市道滝山奥小藪線に出て、同市道をほぼ東に進み、今岡墓地前で市道滝山丸淵線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ東に進み、同市道に出て、同市道を南ないし東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	当該地域は、小藪渓谷を中心とし、広葉樹の自然林が多く残る鳥獣の良好な生息環境となっており、地元住民にとっては身近な自然とのふれあいの場となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視により、環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。
永木鳥獣保護区	伊予市中山町中山の県道串中山線の重藤峠を起点とし、ここから同県道をほぼ南西に進み、市道永木梅原線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南ないし南東に進み、県道石畳中山線に出て、同県道をほぼ西に進み、県道永木内子線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南に進み、市道福住集会所線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、市道永木坂本線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北西に進み、県道串中山線に出て、同県道を北ないしほぼ北東に進み、林道柿ノ木谷線との交点に至り、ここから同林道をほぼ東ないし北に進み、重藤峠に通じる山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	当該地域は、小学校を中心に集落が形成され、多くの農耕地と針葉樹と広葉樹が混在する良好な鳥獣の生息環境であり、地元住民にとっては身近な自然とのふれあいの場となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視により、環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。				

○愛媛県告示第1138号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。

平成29年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間
天堤山休 猟区	四国中央市富郷町津根山の市道藤原葛川線と市道藤原下猿田線との交点を起点とし、ここから市道藤原下猿田線をほぼ東ないし南に進み、県道上猿田三島線に出て、同県道をほぼ南ないし北東に進み、上猿田を経て、更に同県道をほぼ東に進み、白髪隧道北口に至り、ここから同隧道上を南東に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を南ないし南西に進み、玉取山三角点（1,330.4メートル）を経て、更に同境界を南ないし南西に進み、兵庫山を経て、更に同境界を南ないし南西に進み、通称下川越え山道に出る。ここから同山道を北西に進み、栗ノ木橋で市道城師落合線に出る。ここから同市道を北西に進み、市道藤原葛川線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで
大野山休 猟区	新居浜市大生院の国道11号の渦井川西端を起点とし、ここから渦井川左岸を上流に進み、川口部落で小河谷川との合流点に至る。ここから両河川に挟まれた稜線をほぼ南東ないし南西に進み、三角点（1,242.7メートル）を経て、同市と西条市との境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、同国道に出て、同国道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
中奥休 猟区	西条市大保木の県道西条久万線の新柳谷橋北端を起点とし、ここから同県道をほぼ南に進み、千野々橋北端でイノウチ谷川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、通称前田峠に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南東に進み、前田峠に至る。ここから市道東之川東西線に通じる山道を南東に進み、同市道に出て、同市道を南西に進み、大宮橋西端で同県道に出る。ここから同県道を北西に進み、県道石鎚伊予小松停車場線との交点に至り、ここから同県道を西に進み、旧西条市と旧周桑郡小松町との境界に至る。ここから同境界を北西ないし北に進み、通称平野峠に至る。ここから林道平野線に通じる山道を南ないし北東に進み、同林道に出て、同林道を北東に進み、柳谷川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
来見休 猟区	西条市丹原町石経の中山川と関屋川との合流点を起点とし、ここから中山川右岸を上流に進み、来見橋で県道湯谷口川内線との交点に至る。ここから同県道を北東ないし北西に進み、国営左岸幹線水路との交点に至る。ここから同水路を北東に進み、タルミ谷川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、	同 上

	三角点（419.6メートル）に至る。ここから稜線をほぼ西ないし南に進み、稜山三角点（916.6メートル）で同市と東温市との境界に至る。ここから同境界を北ないし北西に進み、市道関屋山之内線に出て、同市道をほぼ東に進み、県道寺尾重信線に出る。ここから同県道をほぼ東に進み、関屋橋北端で南谷川に出る。ここから同川左岸を下流に進み、関屋川との合流点に至り、ここから同川左岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
伊方休 猟区	今治市伯方町北浦の県道伯方島環状線と市道北浦古江越線との交点を起点とし、ここから同市道を南西に進み、市道伯方古江山田線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道北浦叶浦線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道宝股山線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西ないしほぼ西に進み、市道伯方寺山線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道西側線との交点に至り、同市道をほぼ西に進み、市道北浦叶浦線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、国道317号（自動車専用道路に指定していない路線に限る。）を横断し、海岸線に通じる水路との交点に至る。ここから同水路右岸を南西に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線を北に回り大長崎及びトウビョウ鼻を経て、更にその海岸線を南に回り入川河口に至る。ここから同川左岸を上流に進み、通称橋台橋西端で市道竹田線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、県道伯方島環状線に出て、同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
青波川の 休猟区	松山市宿野町の市道湯山30号線の宿野々橋東端を起点とし、ここから同市道をほぼ北に進み、市道湯山15号線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、市道湯山16号線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、堂ノ峠に出る。ここから稜線を北西に進み、三角点（507.3メートル）を経て、更に同稜線を北西ないし北に進み、八幡若宮神社裏を経て国道317号に至る。ここから同国道をほぼ東に進み、県道河中平井停車場線との交点に至り、ここから同県道を東ないしほぼ南に進み、今治谷特定猟具使用禁止区域との交点に至る。ここから同区域界を南東に進み、同市と東温市との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、三角点（864.3メートル）を経て、更に同境界を南西に進み、標高点（771メートル）に通じる稜線に至る。ここから同稜線を西に進み、同標高点を経て、更に標高点（691メートル）に通じる稜線を北西に進み、同標高点に至る。ここから小屋峠三角点（665.1メートル）に通じる稜線を西に進み、県道河中平井停車場線を横断し、更に同稜線を西に進み、同三角点に至る。ここから更に同稜線を西に進み、市道湯山40号線に出る。ここから同市道を南西に進み、標高（649メートル）に通じる稜線に至り、ここから同稜線を北西ないし北東に進み、同標高点を経て、更に同稜線を北西な	同 上

	いし南西に進み、三角点（668.9メートル）に至る。ここから同稜線 <sup>りょうせん</sup> を北西に進み、標高点（441メートル）を経て、更に同稜線 <sup>りょうせん</sup> を北西ないし西に進み、市道湯山30号線に出て、同市道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域						
串休猟区	伊予市双海町串の国道378号と県道串内子線との交点を起点として、ここから同県道をほぼ南東に進み、同市と大洲市との境界に至り、同境界をほぼ南西に進み、旧大洲市と旧喜多郡長浜町と旧伊予郡双海町との境界に至り、ここから旧喜多郡長浜町と旧伊予郡双海町との境界をほぼ北西に進み、同国道に出て、同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	瀬戸休猟区	西宇和郡伊方町三機の八幡浜警察署瀬戸駐在所前の県道三机港線と町道三机八幡線との交点を起点とし、ここから同県道を東ないし南に進み、町道宇和海線との交点に至り、ここから同町道を北西ないし東に進み、町道塩成港線との交点に至り、ここから同町道をほぼ南に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線をほぼ南に進み、大箸の鼻を経て、更にその海岸線をほぼ南西に進み、旧西宇和郡瀬戸町と旧西宇和郡三崎町との境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、海岸線に出て、その海岸線を北西ないし北東に進み、番匠鼻を経て、更にその海岸線を南東ないしほぼ北東に進み、押抜鼻、赤崎鼻及び谷の尻鼻を経て、更にその海岸線を南東に進み、須賀公園で町道三机八幡線との交点に至る。ここから同町道を南西ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
阿歌古休猟区	東温市山之内の重信川と蔭地谷川との合流点を起点とし、ここから蔭地谷川左岸を上流に進み、同市と今治市との境界に至る。ここから同境界を東に進み、東温市と今治市と西条市との境界の交点に至り、ここから東温市と西条市との境界を南に進み、重信川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	齒長休猟区	西予市宇和町卯之町の国道56号と県道宇和野村線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南東ないし東に進み、野村ダム周辺鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を東ないし北東に進み、文治が駄馬を経て、更に同区界をほぼ南東に進み、旧東宇和郡宇和町と旧東宇和郡野村町との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、西予市と宇和島市との境界の交点に至る。ここから同境界を西に進み、齒長峠を経て、更に同境界を西に進み、高森山三角点（634.9メートル）を経て、更に同境界を北西に進み、市道旧町地区277号線に出て、同市道をほぼ北西に進み、同国道に出て、同国道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
市口休猟区	上浮穴郡久万高原町と東温市との境界と国道494号との交点を起点とし、ここから同境界を北ないし東に進み、同町と同市と西条市との境界の交点に至り、ここから同町と同市との境界を東に進み、相名峠で県道落合久万線に通じる歩道に出る。ここから同歩道をほぼ南西に進み、同県道に出て、同県道を南に進み、同国道に出る。ここから同国道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	野村・坂石休猟区	西予市野村町阿下の国道441号と県道宇和野村線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、鹿野川ダム周辺鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ南東ないし北東に進み、坂石地区を経て、更に同区界を南東に進み、旧東宇和郡野村町と旧東宇和郡城川町との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、国道441号の桜ヶ峠トンネルとの交点に至る。ここから同トンネル上を北西に進み、桜ヶ峠トンネル西口で同国道に出て、同国道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
有枝休猟区	上浮穴郡久万高原町上黒岩の県道東川上黒岩線と国道33号との交点を起点とし、ここから同国道を西に進み、旧上浮穴郡美川村と旧上浮穴郡久万町との境界に至り、ここから同境界を北ないし東に進み、岩谷寺鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を東に進み、県道西条久万線に出て、同県道を南に進み、県道東川上黒岩線との交点に至り、ここから同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	高野子・川津休猟区	西予市城川町高野子の県道日向谷高野子線と国道197号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ北西に進み、市道川井谷線との交点に至る。ここから中津川三角点（733.5メートル）に通じる稜線 <sup>りょうせん</sup> をほぼ北東に進み、同三角点を経て、更に同稜線 <sup>りょうせん</sup> をほぼ北東に進み、同市と高知県との境界線上にある三角点（929.0メートル）に至り、ここから同境界を南ないし東に進み、九十九曲峠に至る。ここから林	同	上
上須戒休猟区	旧大洲市と旧喜多郡長浜町との境界と県道長浜中村線との交点を起点とし、ここから同県道を南東ないし南西に進み、同県道と県道榑生大洲線との交点に至る。ここから同県道を北ないし西に進み、県道瀬田八多喜停車場線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南西に進み、大洲市と八幡浜市との境界に至り、ここから同境界をほぼ北西に進み、金山出石寺鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を北に進み、旧大洲市と旧喜多郡長浜町との境界に至り、ここから同境界を北東に進み、牛の峰三角点（660.5メートル）を経て、更に同境界を北に進み、藤ヶ峠に至る。ここから同境界をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上				
豊谷休猟区	喜多郡内子町小田の国道380号と県道小田柳谷線との交点を起点とし、ここから同県道を東ないしほぼ南に進み、町道用の山線との交点に至る。ここか	同	上				

	<p>道東津野城川線に通じる山道を南西に進み、同林道に出て、同林道を南に進み、市道荒川線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南西に進み、同県道に出る。ここから同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			<p>畑地休猟区 宇和島市と南宇和郡愛南町との境界と県道宇和島城辺線との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ西ないし南に進み、由良岬で海岸線に出て、その海岸線をほぼ東ないしほぼ北に進み、須下崎を経て、更にその海岸線をほぼ東に進み、寺崎、仏崎及び松が鼻を経て、更にその海岸線を浦知川河口に向かって進み、同川河口に至り、ここから同川左岸を上流に進み、国道56号との交点に至る。ここから同国道をほぼ北東に進み、県道御内下畑地線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南東に進み、県道宇和島城辺線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>											
<p>法華津休猟区</p>	<p>宇和島市と西予市との境界と海岸線との交点である小大崎鼻を起点とし、ここから同境界をほぼ北東に進み、野福峠を経て、更に同境界をほぼ東に進み、旧北宇和郡吉田町と旧東宇和郡宇和町と旧北宇和郡三間町との境界の交点に至る。ここから、旧北宇和郡吉田町と旧北宇和郡三間町との境界を南に進み、県道西谷吉田線に出て、同県道をほぼ南西に進み、県道河内立間停車場線との交点に至り、ここから同県道を北ないしほぼ西に進み、国道378号に出て、同国道を西に進み、同県道との交点に至り、ここから同県道をほぼ西に進み、県道奥浦白浦線との交点に至り、ここから同県道を南西に進み、県道舟間伊予停車場線との交点に至る。ここから同県道を西ないし南に進み、舟間地区を経て、市道貝ノ浦間口線との交点で海岸線に出る。ここからその海岸線を南西に進み、大良鼻を経て、更にその海岸線をほぼ北東に進み、カキガ尻を経て、更にその海岸線を東に進み、先新浜を経て、更にその海岸線をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>		<p>中浦高畑休猟区 南宇和郡愛南町御荘平城の僧都川左岸と旧南宇和郡御荘町と旧南宇和郡城辺町との境界との交点を起点とし、ここから同境界を南西ないし西に進み、旧南宇和郡御荘町と旧南宇和郡城辺町と旧南宇和郡西海町との境界の交点に至り、ここから旧南宇和郡御荘町と旧南宇和郡西海町との境界をほぼ北西に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線を東ないし北東に進み、延命寺岬を経て、更にその海岸線を南ないし東に進み、同川河口に至る。ここから同川左岸を上流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>											
<p>三間休猟区</p>	<p>旧北宇和郡三間町と旧宇和島市との境界と県道広見三間宇和島線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、県道伊予宮ノ下停車場務田線との交点に至り、ここから同県道を北に進み、県道広見吉田線との交点に至り、ここから同県道を西に進み、市道黒井地本線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道西谷線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道木戸前線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道奥木戸前線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、西予市野村町に通じる山道（通称板谷越）との交点に至り、ここから同山道をほぼ北東に進み、宇和島市と西予市との境界に至る。ここから同境界を東に進み、亥の子前部落に通じる山道に出て、同山道を南西ないし南に進み、同部落で市道山ノ神線に出る。ここから同市道を南に進み、市道宮野下川之内線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、市道川之内中野線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、市道波岡中野線との交点に至る。ここから同市道を南に進み市道波岡本線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、同県道に出る。ここから同県道をほぼ南東に進み、宇和島市と北宇和郡鬼北町との境界に至り、ここから同境界をほぼ西ないし南に進み、旧北宇和郡三間町と旧北宇和郡広見町と旧宇和島市との境界の交点に至り、ここから旧北宇和郡三間町と旧宇和島市との境界をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>		<p>○愛媛県告示第1139号                  鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。                  平成29年10月27日                  愛媛県知事 中 村 時 広</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 域</th> <th>存続期間</th> <th>禁止に係る特定猟具の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八日市特定猟具使用禁止区域</td> <td>四国中央市土居町津根の市道津根干拓線と市道小富士長津線との交点を起点とし、ここから同市道を西に進み、桧川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、古子川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、藤原橋東端で県道壬生川新居浜野田線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、市道津根干拓線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域</td> <td>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</td> <td>銃 器</td> </tr> <tr> <td>下鴨部特定猟具使用禁止区域</td> <td>今治市玉川町法界寺の新永代橋中央を起点とし、ここから蒼社川中央を下流に進み、旧玉川町と旧今治市との境界に至る。ここから同境界を北東ないし南東に進み、岩清水八幡神社を経て、更に同境界をほぼ南に進み、林道鳥越線に出る。ここから同林道を西に進み、市道八幡線に出て、同市道を南に進み、市道八幡犬塚線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道池尻線との交点に至り、ここから同市道を西に進</td> <td>同 上</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類	八日市特定猟具使用禁止区域	四国中央市土居町津根の市道津根干拓線と市道小富士長津線との交点を起点とし、ここから同市道を西に進み、桧川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、古子川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、藤原橋東端で県道壬生川新居浜野田線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、市道津根干拓線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで	銃 器	下鴨部特定猟具使用禁止区域	今治市玉川町法界寺の新永代橋中央を起点とし、ここから蒼社川中央を下流に進み、旧玉川町と旧今治市との境界に至る。ここから同境界を北東ないし南東に進み、岩清水八幡神社を経て、更に同境界をほぼ南に進み、林道鳥越線に出る。ここから同林道を西に進み、市道八幡線に出て、同市道を南に進み、市道八幡犬塚線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道池尻線との交点に至り、ここから同市道を西に進	同 上	同 上
名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類													
八日市特定猟具使用禁止区域	四国中央市土居町津根の市道津根干拓線と市道小富士長津線との交点を起点とし、ここから同市道を西に進み、桧川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、古子川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、藤原橋東端で県道壬生川新居浜野田線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、市道津根干拓線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで	銃 器													
下鴨部特定猟具使用禁止区域	今治市玉川町法界寺の新永代橋中央を起点とし、ここから蒼社川中央を下流に進み、旧玉川町と旧今治市との境界に至る。ここから同境界を北東ないし南東に進み、岩清水八幡神社を経て、更に同境界をほぼ南に進み、林道鳥越線に出る。ここから同林道を西に進み、市道八幡線に出て、同市道を南に進み、市道八幡犬塚線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道池尻線との交点に至り、ここから同市道を西に進	同 上	同 上													



み、市道御作礼1号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、農免道路下鴨部線との交点に至り、ここから同農免道路を西ないし北西に進み、市道法界寺中村線に出て、同市道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域			
東大栗 特定猟 具使用 禁止区 域  松山市東大栗町の県道204号線と市道堀江115号線との交点を起点とし、同県道を北東ないし南東に進み、東大栗町農免道路との交点に至り、ここから同農免道路をほぼ北東に進み、旧松山市と旧北条市との境界に至る。ここから同境界を北東ないし南東に進み、県道204号線との交点に出る。ここから同県道を南東ないし北東に進み、県道20号線との交点に至り、ここから同県道を南東に進み、夫婦山(387メートル)方向に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南西に進み、市道五明1号線に出て、ここから同市道を西に進み、市道伊台53号線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、伊台団体営農道との交点に至り、ここから同農道を南西に進み、通称伊台団体営農道蔵座間農道との交点に至り、ここから同農道を北西に進み、市道堀江3号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、県営かんがい排水事業第13工区調整水槽に通じる山道との交点に至り、同山道を南に進み、同調整水槽に至る。ここから長谷三等三角点(379.6メートル)に通じる稜線 <sup>〇14</sup> を西に進み、同三角点に至り、ここから市道堀江240号線に通じる稜線 <sup>〇15</sup> をほぼ北西に進み、市道堀江240号線に出る。ここから同市道を東に進み、市道堀江139号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道堀江8号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、市道堀江115号線に通じる農道との交点に至り、ここから同農道を北西ないし南西に進み、市道堀江115号線との交点に至り、同市道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上	同 上
志津川 特定猟 具使用 禁止区 域  東温市志津川の国道11号と市道志津川慈光寺線との交点を起点とし、ここから同国道を南西に進み、県道松山川内線との交点に至り、ここから同県道を西に進み、市道西岡2号線との交点に至る。ここから同市道を北ないし北東に進み、市道西岡1号線との交点に至り、ここから同市道及びこれに続く農道をほぼ北に進み、市道志津川慈光寺線に通じる農道との交点に至る。ここから同農道をほぼ南に進み、同市道に出て、同市道を南ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上	同 上

由良野 特定猟 具使用 禁止区 域	上浮穴郡久万高原町二名乙778番2、同町二名乙786番1、同町二名乙786番2、同町二名乙787番4、同町二名乙787番5、同町二名乙787番6、同町二名乙787番7、同町二名乙787番8、同町二名乙787番9、同町二名乙787番10、同町二名乙787番13、同町二名乙787番16、同町二名乙787番17、同町二名乙787番18、同町二名乙787番19、同町二名乙787番20、同町二名乙788番2、同町二名乙791番1、同町二名乙791番2、同町二名乙791番3、同町二名乙791番4、同町二名乙791番6及び同町二名乙791番7の通称由良野の森の区域一円	同 上	同 上
閑地池 特定猟 具使用 禁止区 域	西予市宇和町信里の市道多田地区30号線と市道多田地区31号線に囲まれた区域	同 上	同 上

○愛媛県告示第1140号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成29年10月27日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
レデイ薬局 喜田村店	今治市喜田村一丁目5番5号	平成29年9月16日
今治みかん薬局	今治市喜田村七丁目2番37号	平成29年10月1日
たんぼば薬局今治喜田村店	今治市喜田村七丁目2番41号 1階	平成29年10月1日
ファーマシ薬局今治	今治市喜田村七丁目2番42号	平成29年10月1日

○愛媛県告示第1141号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関の名称が次のように変更された。

平成29年10月27日

愛媛県知事 中村時広

介護機関の名称	介護機関の所在地	変更年月日
(変更後) 医療法人楡心会ひまわりクリニック (変更前) 医療法人児嶋内科胃腸科	新居浜市泉宮町3番13号	平成28年12月1日

○愛媛県告示第1142号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
平 野 八 町 薬 局	今治市八町東二丁目4 - 39	平成29年8月31日

ま つ い 小 児 科	今治市八町東2 - 4 - 41	平成29年8月31日
-------------	------------------	------------

○愛媛県告示第1143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成29年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人楡心会ひまわりクリニック	新居浜市泉宮町3番13号	（変更後） 医療法人楡心会ひまわりクリニック	新居浜市泉宮町3番13号	平成28年12月1日
		（変更前） 医療法人児嶋内科胃腸科		

○愛媛県告示第1144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成29年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人楡心会ひまわりクリニック	新居浜市泉宮町3番13号	（変更後） 医療法人楡心会ひまわりクリニック	新居浜市泉宮町3番13号	平成28年12月1日
		（変更前） 医療法人児嶋内科胃腸科		

○愛媛県告示第1145号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
ドラッグセイムス西予野村薬局	西予市野村町野村10号503番地1	株式会社西日本セイムス	薬局（育成医療・更生医療）	平成29年10月1日
ファーマシ薬局今治	今治市喜田村7丁目2番42号	株式会社ファーマシ	薬局（育成医療・更生医療）	平成29年10月1日
今治みかん薬局	今治市喜田村七丁目2番37号	ウインウェイ株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成29年10月1日
たんぼぼ薬局今治喜田村店	今治市喜田村七丁目2 - 41 1階	たんぼぼ薬局株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成29年10月1日

○愛媛県告示第1146号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成29年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
農事組合法人 八反地営農組合	愛媛県松山市八反地 甲228番地 1	愛媛県松山市八反地 甲10番ほか 3筆	3,772
樋 口 宗 孝	愛媛県松山市常竹甲 52番地 1	愛媛県松山市鹿峰67 番 1 ほか 4筆	2,625
鷹 野 友 紀	愛媛県喜多郡内子町 立山5305番地	愛媛県喜多郡内子町 五百木4924番ほか 1 筆	3,943
西宇和農業協同 組合	愛媛県八幡浜市江戸 岡一丁目12番10号	愛媛県伊方町仁田之 浜上手筆320番地	1,467

2 申請年月日

平成29年10月13日

○愛媛県告示第1147号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

平成29年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

牛の浦A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱	
宇和島市	津島町北灘	牛ノ浦	第7号105 - 2	1号	
			西ノアゴ	乙1126	2号
			牛ノ浦	第7号105 - 1	3号
			西ノアゴ	乙1077	4号
				乙1078	5号
			神ノ前	乙1087	6号
				乙1088 - 2	7号
			牛ノ浦	乙1023	8号
				乙1034	9号
				乙1051	10号
				乙1056 - 2	11号、12号

○愛媛県告示第1148号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山地方方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年10月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（登記所備付地図作成作業に伴う基準点設置作業）
- 2 作業期間 平成29年11月20日から  
平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市東雲・八坂地区（松山市東一万町、昭和町、北持田町、南持田町、御宝町、旭町、錦町、此花

町、築山町、新立町及び湯渡町の全部、勝山町一丁目及び二丁目の一部）

○愛媛県告示第1149号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年10月27日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友化学株式会社  
東京都中央区新川二丁目27番1号  
代表取締役社長 十倉 雅和
- 2 事業場の名称及び所在地  
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区  
新居浜市惣開町5番1号
- 3 特定施設に関する事項  
(1) 工水前処理設備（ろ過器）

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第64号の2 ろ過施設		
特定施設の能力	1日当たり23,760立方メートル処理（1時間当たり330立方メートル×24時間×3基）		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手3カ月後		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連 続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	5.5～8.5
		最大	5.5～8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	1
		最大	3
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	1
		最大	5
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	1
		最大	4
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	0.1未満
		最大	0.1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	960	
	最大	1,050	

備考 汚水等は、西総合排水路、No.3遊水池経由で西総合排水口から公共水域へ排水する。

(2) A 純水製造装置

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第64号の2口ろ過施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり3,000立方メートル処理	
設 置 年 月 日	昭和42年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 4
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 250 最大 300	

備考 汚水等は、西総合排水路、No.3遊水池經由で西総合排水口から公共水域へ排水する。

(3) 5 B 純水製造施設

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第64号の2口ろ過施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり4,500立方メートル処理	
設 置 年 月 日	昭和43年10月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 4
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 250 最大 300	

	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 4
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 300 最大 350	

備考 汚水等は、西総合排水路、No.3遊水池經由で西総合排水口から公共水域へ排水する。

(4) 6 B 純水製造装置

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第64号の2口ろ過施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり4,500立方メートル処理	
設 置 年 月 日	昭和50年1月10日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 4
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 300 最大 350	

備考 汚水等は、西総合排水路、No.3遊水池經由で西総合排水口から公共水域へ排水する。

(5) L 純水製造装置

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第64号の2口ろ過施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり4,000立方メートル処理	
設 置 年 月 日	平成14年9月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	

特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 4
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 150 最大 200

備考 汚水等は、西総合排水路、No.3遊水池経由で西総合排水口から公共水域へ排水する。

(6) B-509 (LB 水分離器)

特定施設の種別	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1時間当たり25キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手3カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~6 最大 5~6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7,000 最大 10,000
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.13 最大 0.5
------------------------	-------------------

備考 汚水等は、LB油と水を分離し、水を汚水等処理施設で焼却処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

設置年月日	昭和47年5月12日		
処理施設の種別	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	散気式活性汚泥処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処理施設の能力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要			
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 554.8 最大 1,242.1	通常 114.9 最大 184.2
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 524.8 最大 862.1	通常 25.9 最大 69.6
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 534.7 最大 717.6	通常 189.8 最大 240.9
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 27.6 最大 68.9	通常 4.0 最大 11.5
	通常 16,634 最大 19,712	通常 16,634 最大 19,712	

(2) OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

設置年月日	平成21年1月31日		
処理施設の種別	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	酸素ばっ気式活性汚泥処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		

処理施設の主要寸法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処理施設の能力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~12 最大 8~12	通常 7~8 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 676.6 最大 1,162.6	通常 135.0 最大 287.7
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 261.0 最大 881.5	通常 19.1 最大 71.4
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 844.4 最大 1,500.2	通常 169.1 最大 212.3
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.3 最大 31.9	通常 2.3 最大 5.4	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 8,109 最大 9,695	通常 8,109 最大 9,695	

(3) 液中燃焼設備(6CT)

設置年月日	平成28年11月21日		
処理施設の種別	化学処理		
処理施設の型式	液中燃焼方式		
処理施設の構造	外筒鋼板内部耐火煉瓦製		
処理施設の主要寸法	内径 3.85メートル 高さ 21.091メートル		
処理施設の能力	1日当たり264トン処理		
汚水等の処理の方式	液中燃焼方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~10 最大 7~11	通常 8~9.5 最大 8~9.5

の汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22,000 最大 35,000	通常 20 最大 20
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30	通常 120 最大 120
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 63,000 最大 73,000	通常 20 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01未満 最大 0.01未満
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 242 最大 270	通常 920 最大 920

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)で処理する。  
汚水等の処理施設である液中燃焼設備(6CT)と切替運転をする。

(4) No.2 湿式酸化処理設備(WAO)

設置年月日	昭和47年10月31日		
処理施設の種別	化学処理		
処理施設の型式	加圧湿式酸化及び脱窒方式		
処理施設の構造	外側鋼板内側ステンレス製		
処理施設の主要寸法	直径 1メートル 長さ 8.4メートル x 2基		
処理施設の能力	1日当たり360立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	加圧湿式酸化及び脱窒方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4.0~9.0 最大 4.0~9.0	通常 5.0~9.0 最大 4.0~11.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33,866 最大 62,042	通常 774 最大 1,455
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,544 最大 7,006	通常 383 最大 1,166
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 96,226 最大 145,598	通常 1,997 最大 4,550
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.02	通常 0.01 最大 0.01	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 312 最大 350	通常 1,399 最大 1,670
----------------------------	------------------	----------------------

備考 汚水等は、N B T新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(5) ソーダ回収ボイラー ( S R B )

設 置 年 月 日	昭和57年1月5日		
処 理 施 設 の 種 類	噴射燃焼		
処 理 施 設 の 型 式	燃焼方式		
処 理 施 設 の 構 造	鋼板製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 11.4メートル 横 4.1メートル 高さ 24メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり248トン処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	燃焼方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.3~14.0 最大 1.0~14.0	通常 - 最大 -
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 106,800 最大 150,000	通常 - 最大 -
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 150 最大 300	通常 - 最大 -
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 - 最大 -
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 - 最大 -
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 226 最大 235	通常 0 最大 0	

備考 汚水等は全て焼却処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 15.6 最大 35.0

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 28.7 最大 69.0
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 22.6 最大 45.0
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.56 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 252,986 最大 335,405	

(2) 東総合排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,174 最大 33,000	

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第1150号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年10月27日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社志賀商店  
西条市今在家921番地  
代表取締役 原 初

2 事業場の名称及び所在地

株式会社志賀商店  
西条市今在家921番地

3 特定施設に関する事項

(1) No.1~6 300L 煮豆用蒸気釜(6基)

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第17号 豆腐又は煮豆の製造業に供する湯煮施設
---------------	--

特定施設の能力	1時間当たり120キログラム処理	
設置年月日	平成16年3月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~6.5 最大 5.5~6.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,500
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 45
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 21.6 最大 27.0	

備考 汚水等は、処理施設(A)にて処理する。

(2) №13~16、33~36 300L 煮豆用蒸気釜(8基)

特定施設の種別	政令別表第1第17号 豆腐又は煮豆の製造業に供する湯煮施設	
特定施設の能力	1時間当たり120キログラム処理	
設置年月日	平成24年8月30日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~6.5 最大 5.5~6.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,500
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 45
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 8

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	5
	最大	8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	28.8
	最大	36.0

備考 汚水等は、処理施設(A)にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 処理施設(A)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手3カ月後		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種別	生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	膜分離活性汚泥処理方式		
処理施設の構造	コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 24メートル 横 12.3メートル 高さ 6.0メートル		
処理施設の能力	1日当たり265立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	スクリーン、活性汚泥方式、膜分離		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~6.5 最大 5.5~6.5	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,200 最大 1,800	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 80	通常 8 最大 10
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	211	通常 211
	最大	265	最大 265

備考 汚水等は、処理後に処理施設(B)に送水する。

(2) 処理施設(B)



設 置 年 月 日	昭和52年 5月20日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	放流槽		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 1メートル 横 4.131メートル 高さ 1.186メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり950立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	物理処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 16	通常 12 最大 16
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 16	通常 12 最大 16
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 10	通常 8 最大 10
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 755 最大 940	通常 755 最大 940	通常 755 最大 940

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1工場排水口

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 16
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 16
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 10

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.9 最大 1.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 755 最大 940

(2) No.2工場排水口

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.2 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.06 最大 1
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 3 最大 6	

(3) No.5浄化槽排水口

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1.5
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 2 最大 4	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1151号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から

3 週間公衆の縦覧に供する。

平成29年10月27日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社志賀商店  
西条市今在家921番地  
代表取締役 原 初

2 事業場の名称及び所在地

株式会社志賀商店  
西条市今在家921番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第17号

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の施設番号、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量並びに用水及び排水の系統

5 特定施設に関する事項

(1) No.7～12、17～32 300 L 煮豆用蒸気釜（22基）

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0 最大 5.8～8.6	通常 5.5～6.5 最大 5.5～6.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 600	通常 1,200 最大 1,800
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 150	通常 300 最大 500
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 45	通常 50 最大 80
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 8	通常 15 最大 20

備考 汚水等は、処理施設(A)にて処理する。

(2) No.39～46 500 L 煮豆用蒸気釜（8基）

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0 最大 5.8～8.6	通常 5.5～6.5 最大 5.5～6.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 600	通常 1,200 最大 1,800
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 150	通常 300 最大 500
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 45	通常 50 最大 80
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 8	通常 15 最大 20

備考 汚水等は、処理施設(A)にて処理する。

(3) No.47～100 500 L 甘納豆用ボイル槽（54基）

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0 最大 5.8～8.6	通常 5.5～6.5 最大 5.5～6.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,200 最大 1,800	通常 1,200 最大 1,800
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 300 最大 500	通常 300 最大 500
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 80	通常 50 最大 80
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 20	通常 15 最大 20

備考 汚水等は、処理施設(A)にて処理する。

特定施設の施設番号：No.47～74、81～84、87～90、93～96、99～106、109～112、120～121をNo.47～100に変更する。

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 処理施設(A)

		変 更 前	変 更 後
処理施設の型式		活性汚泥処理方式、凝集沈殿方式	膜分離活性汚泥処理方式
処理施設の能力		1日当たり300立方メートル処理	1日当たり265立方メートル処理
汚水等の処理の方式		スクリーン、活性汚泥方式、凝集沈殿	スクリーン、活性汚泥方式、膜分離
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 6.0	通常 7.0 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 600	通常 20 最大 30
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 150	通常 20 最大 30
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 229.6 最大 292	通常 211 最大 265

備考 汚水等は、処理後に処理施設(B)に送水する。

(2) 処理施設(B)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設の型式		pH調整放流槽		放流槽	
汚水等の処理の方式		pH調整			
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 7.0 最大 5.8~8.6	通常 7.0 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 12 最大 16	通常 12 最大 16	通常 12 最大 16	通常 12 最大 16
	浮遊物質量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 12 最大 16	通常 12 最大 16	通常 12 最大 16	通常 12 最大 16
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 8 最大 10	通常 8 最大 10	通常 8 最大 10	通常 8 最大 10
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 0.9 最大 1.2	通常 0.9 最大 1.2	通常 0.9 最大 1.2	通常 0.9 最大 1.2
	汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 760 最大 950	通常 760 最大 950	通常 755 最大 940	通常 755 最大 940

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1 工場排水口

		変 更 前		変 更 後	
汚水等の汚 染状態の値	項 目				
	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 7.0 最大 5.8~8.6	通常 7.0 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 12 最大 16	通常 12 最大 16	通常 12 最大 16	通常 12 最大 16
	浮遊物質量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 12 最大 16	通常 12 最大 16	通常 12 最大 16	通常 12 最大 16
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 8 最大 10	通常 8 最大 10	通常 8 最大 10	通常 8 最大 10
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 0.9 最大 1.2	通常 0.9 最大 1.2	通常 0.9 最大 1.2	通常 0.9 最大 1.2
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 760 最大 950	通常 760 最大 950	通常 755 最大 940	通常 755 最大 940	

備考 施設番号を工場排水口からNo.1工場排水口に変更する。

(2) No.2 工場排水口（新設）

		変 更 前		変 更 後	
汚水等の汚 染状態の値	項 目				
	水素イオン 濃度（水素 指数）			通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）			通常 5.2 最大 10	通常 5.2 最大 10
	浮遊物質量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）			通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）			通常 1 最大 3	通常 1 最大 3
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）			通常 0.06 最大 1	通常 0.06 最大 1
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）				通常 3 最大 6	通常 3 最大 6

(3) No.5 浄化槽排水口（新設）

		変 更 前		変 更 後	
汚水等の汚 染状態の値	項 目				
	水素イオン 濃度（水素 指数）			通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）			通常 20 最大 30	通常 20 最大 30
	浮遊物質量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）			通常 20 最大 30	通常 20 最大 30
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）			通常 8 最大 10	通常 8 最大 10
りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）			通常 1 最大 1.5	通常 1 最大 1.5	
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）				通常 2 最大 4	通常 2 最大 4

備考 この他に雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（愛媛県単独土地改良事業（農道）一本松地区）の施行を平成29年10月18日認可した。

平成29年10月27日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

○愛媛県告示第1153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年10月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	内子双海線	喜多郡内子町河内2106番から 同町河内2104番まで	旧	メートル 35~70	キロメートル 0.092	
			新	70~94	0.092	

公 告

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、随時技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成29年10月27日

愛媛県知事 中村時広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。）、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造（丸編みニット製造に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き及び貼箱製造に係るものに限る。）、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及び工業包装	3級
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	基礎級

注 3級の試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成29年11月1日（水）から平成30年3月31日（土）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

平成29年11月1日（水）から平成30年3月31日（土）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

原則として、技能検定試験実施期日の30日前まで受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市久米窪田町487の2 愛媛県産業技術研究所内

愛媛県職業能力開発協会

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行

政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成29年10月27日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,179,286
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,586
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 247,411

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	44,008	14,670

南宇和郡	19,577	6,526
松山市・上浮穴郡	438,886	139,815
今治市・越智郡	142,557	47,519
宇和島市・北宇和郡	79,781	26,594
八幡浜市・西宇和郡	39,005	13,002
新居浜市	101,307	33,769
西条市	92,670	30,890
大洲市・喜多郡	52,470	17,490
伊予市	31,807	10,603
四国中央市	75,102	25,034
西予市	33,953	11,318
東温市	28,163	9,388

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第8号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年10月27日

愛媛県公営企業管理者 俊野 健治

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
血管連続撮影装置 3式 （月額賃借料 / 県立中央病院、県立今治病院、県立新居浜病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年10月5日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号	13,963,104円	一般競争入札	平成29年8月22日